

## 第3章

### 子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
  - (1) 妊娠・出産に関する支援の推進
  - (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備
  - (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
  - (4) 子供の健康の確保・増進
  - (5) 子供の育ちへの切れ目ない支援
  
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
  - (1) 就学前教育の充実
  - (2) 保育サービスの充実
  - (3) 認定こども園の充実
  - (4) 就学前教育と小学校教育との円滑な接続
  
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
  - (1) 子供の生きる力を育む環境の整備
  - (2) 次代を担う人づくりの推進
  - (3) 子供の居場所づくり
  
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
  - (1) 子供の権利擁護の取組
  - (2) ヤングケアラーへの支援
  - (3) 子供の貧困対策の推進
  - (4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化
  - (5) 社会的養護体制の充実
  - (6) ひとり親家庭の自立支援の推進
  - (7) 障害児施策の充実
  - (8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
  - (9) 外国につながる子供等への支援
  
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
  - (1) 家庭生活と仕事との両立の実現
  - (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
  - (3) 子供の安全を確保するための取組の推進
  - (4) 良質な住宅と居住環境の確保
  - (5) 安心して外出できる環境の整備
  - (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成



## 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

安心して子供を産み育てるためには、必要な医療や子育て支援サービスを適切に利用できることが必要ですが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が少なくありません。

サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

### 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発やAMH検査への支援等を行います。
- 体外受精・顕微授精を保険診療で受診した際に併せて行った先進医療にかかる費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。
- 子供を望む方に対する支援として、社会的適応の卵子凍結への助成制度の構築に向け、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成します。
- また、ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、普及啓発や職場環境整備を推進します。
- 妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成を行う区市町村を支援します。
- 悩みを抱える妊婦等の相談において、継続した支援の必要な方が適切な支援につながるよう、区市町村へ情報提供を行うとともに、必要な場合は、未受診の妊婦に対して、民間機関を活用して産科等医療機関への同行支援などを行います。
- 安心して子育てができるよう、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭

のニーズに応じた支援を実施するとともに、育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。

- また、保健師等専門職による妊婦への全数面接や、産後間もない産婦の健康診査、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアの取組等を一層推進するため、区市町村を支援します。
- さらに、産後の家事・育児の負担軽減を図り産後うつ等を未然に防止するため、子供を出産した世帯に対し、家事育児サポーターを派遣する区市町村を支援します。
- 多胎児を育てる家庭は、同時に複数の子供の育児をすることによって、身体的・精神的負担がより大きくなるため、母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。
- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援します。

## 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICU※の確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

※NICU：新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室

## 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。
- 子供家庭支援センターにおいて、虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援します。
- 虐待相談や虐待の恐れのある家庭への支援を身近な地域で行う経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置の支援、また、行政機関・学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して要保護児童等の支援体制の整備や個別の支援方法

等を検討する要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援、さらに、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。

- 年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、区市町村が虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託する取組を支援します。
- 児童福祉法の改正に伴い、児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市町村を支援するため、予防的支援推進とうきょうモデル事業及びとうきょう子育て応援パートナー事業を実施し、虐待の未然予防に取り組む子供家庭支援センターと母子保健部門の体制強化を図ります。
- また、乳幼児健診未受診者等、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援を充実させるとともに、専門性向上に資する研修を実施することで、地域の支援体制を強化していきます。
- 子育て世帯の孤独・孤立対策を強化するため、子供や子育て世帯の日常的な悩みや不安に寄り添うアウトリーチ型の支援や SNS を活用した相談環境づくりなどを実施していきます。
- 子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- また、障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、発達障害を含む障害のある子供や多胎児のいる家庭など、特に配慮が必要な子育て家庭に向けた交流の場の提供や相談支援、講習等の区市町村の取組を支援するとともに、職員の専門性向上に向けた研修を実施します。
- 保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズの把握、子供・子育て支援に関する情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関調整などを行う区市町村を支援します。
- 家事援助等の訪問支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策について、子育て家庭のニーズを踏まえて適切にサービス提供できるよう、区市町村の体制整備を促進します。
- 複合的な課題等に対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談・支援体制を構築する区市町村の取組を後押しするとともに、子育て家庭が地域社会とつながる多様な居場所を創出する取組を促進します。

#### **【4 子供の健康の確保・増進】**

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができる人材の育成を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

#### **【5 子供の育ちへの切れ目ない支援】**

- 都内に在住する全ての 18 歳以下の子供に対し、所得制限なく給付を行うことで、子供の育ちを切れ目なく支援します。

## 目標1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、  
妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

	妊娠前	妊娠期	子育て期
課題	妊娠・出産に関する知識不足		
	晩婚化の進行による初産年齢の上昇		
主な取組	育児の孤立化による不安感・負担感の増大		
	<p><b>■妊娠適齢期等に関する普及啓発等</b> 若い世代の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識の普及啓発や、AMH検査への支援等を行う。</p>	<p><b>■妊娠相談ほっとライン</b> 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、適切な支援につなげる。</p>	<p><b>■「子供の健康相談室」</b> (小児救急電話相談#8000) 子供の健康や救急に関する相談に対し、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応する。</p>
	<p><b>■妊産婦向け助産師オンライン相談</b> 妊娠期から産後の心身の不調や育児不安等に対してオンラインでの相談対応を行う。</p>		
	<p><b>■女性のための健康ホットライン</b> 女性の心身の健康に関する悩みに看護師等の専門職が電話とメールで相談に対応する。</p>		
	<p><b>■不妊・不育ホットライン</b> 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談に対応する。</p>	<p><b>■TOKYO子育て情報サービス</b> 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットにより提供する。</p>	
	<p><b>■不妊検査・不妊治療費助成</b> 早期に検査を受け、必要な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。 特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精・顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」にかかる費用の一部を助成する。 社会的適応による凍結卵子を用いた体外受精・顕微授精に関する助成制度を構築する。</p>	<p><b>■とうきょうママパパ応援事業</b> <b>■東京都出産・子育て応援事業</b> 全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を実施するとともに、育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。</p> <p>《主要事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦等への育児用品や子育て支援サービス等の提供</li> <li>○保健師等専門職による妊婦全数面接</li> <li>○産婦健康診査</li> <li>○産前・産後サポート事業</li> <li>○産後ケア事業</li> <li>○パースデーサポート</li> <li>○産後家事・育児支援事業</li> <li>○多胎児家庭支援事業</li> <li>○人材育成</li> <li>○出産・子育て応援交付金事業</li> </ul>	
	<p><b>■不育症検査助成</b> 妊娠はするものの、2回以上の流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成する。</p>	<p><b>■妊婦健診受診促進</b> 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促すための普及啓発を行う。</p>	
	<p><b>■予防的支援推進とうきょうモデル事業</b> <b>■とうきょう子育て応援パートナー事業</b> 妊娠期から子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートするための体制強化を支援する。</p>		

## 目標 1 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

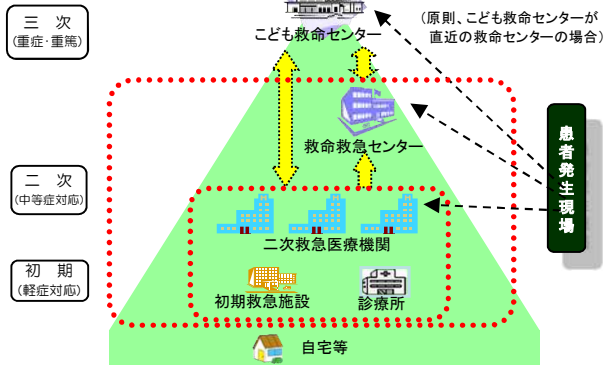
### 小児救急医療体制の確保

#### ○ 東京都こども救命センターの運営

- ◆ 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所指定
- ◆ 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

#### ○ 小児救急医療体制の確保

- ◆ 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



### 周産期医療体制の確保

#### ○ NICUを340床確保

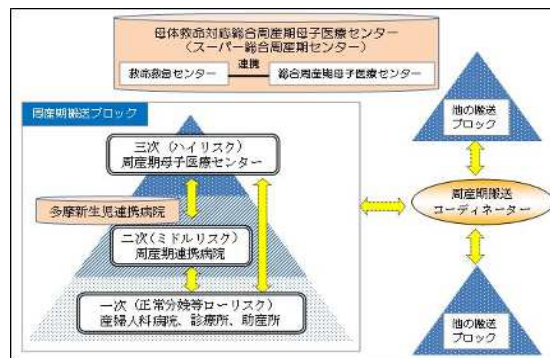
- ◆ ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、低出生体重児の医療に対応するため、令和5年度末までに都全域で周産期母子医療センター及び周産期連携病院にNICUを340床確保

#### ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

#### ○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



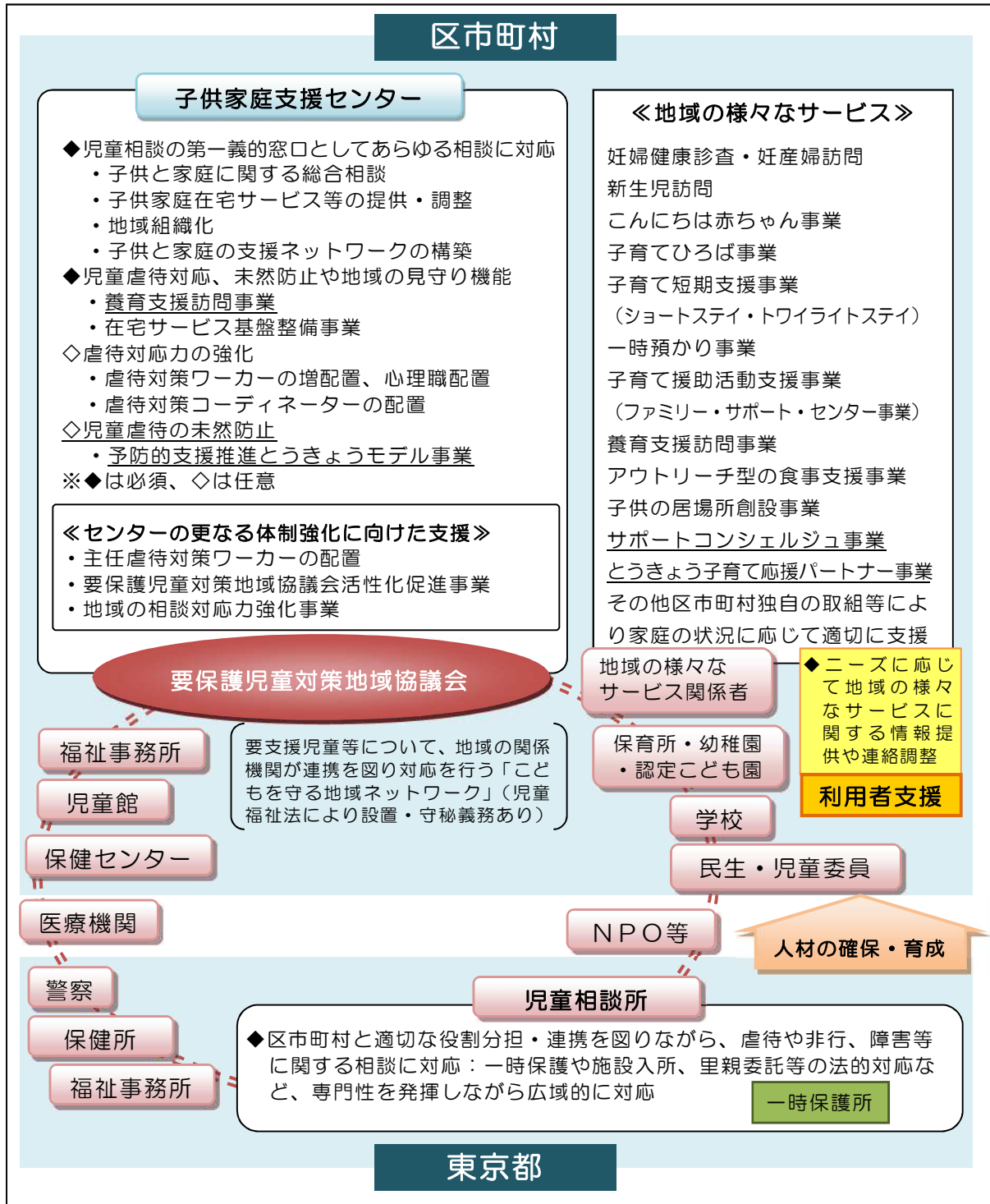
### 医師確保対策の推進

- 医師の勤務環境改善や復職支援
- 医師奨学金の貸与
  - ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら分野に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与（一定期間従事することにより返還を免除）
- 小児救急医療を担う人材の育成
  - ◆ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施



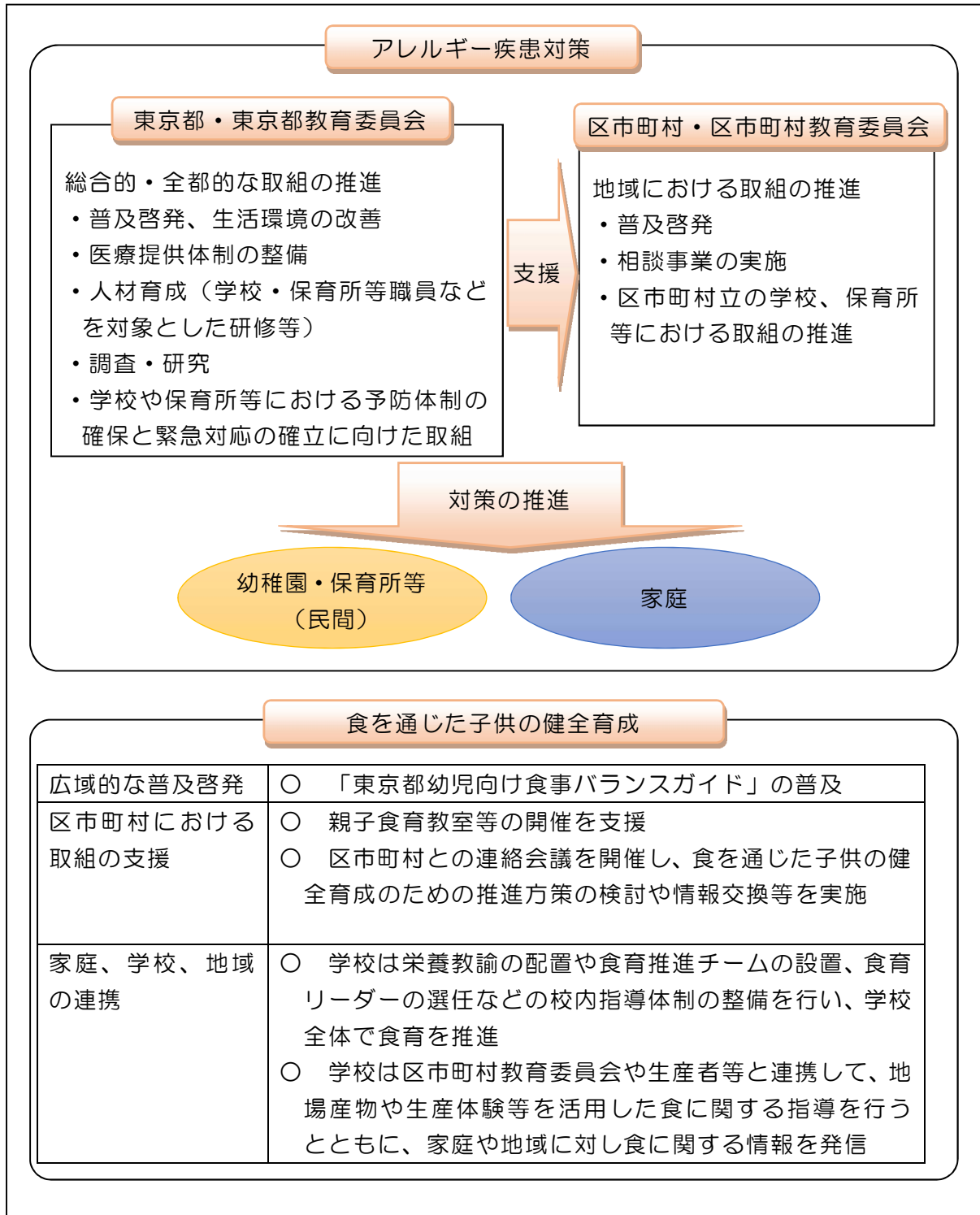
## 目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。



## 目標1【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



## 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

### 【1 就学前教育<sup>※1</sup>の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携し、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約4割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。
- 幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を越え、乳幼児が多彩な体験・経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定・実践し、幼児教育・保育の充実を図る幼稚園・保育所等を支援します。

※1 就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

### 【2 保育サービスの充実】

- 多様な保育ニーズに対応するため、令和6年度までに4万人分の保育サービスの確保が必要です。そのため、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- また、保育ニーズの変化にきめ細かく対応できるよう、認可保育所や認証保育所の空き定員を有効活用して、保育の受け皿確保に取り組む区市町村を支援していきます。

<保育サービスの利用児童数見込み> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(11,382人)	(3,929人)	(▲608人)	13,000人	12,000人

※令和5年及び令和6年については暫定値

- 特に配慮を要する子供が増加する中、これまでの病児保育、障害児、アレルギー児などへの支援に加え、医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の受入体制の整備や外国につながる子供への対応など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- ライフスタイルや就労形態が柔軟化・多様化する中、夜間保育や休日保育などを行う区市町村や事業者を支援していきます。
- 働きながら複数の子供を持ちたいと願う方々が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯の保育料の負担軽減を図ります。
- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- 保育所等で地域の子育て家庭を対象とした育児相談などを行うことにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援していきます。
- 子供のより良い育ちに資するため、保護者への支援や、良質な保育の提供が必要です。
- そのため、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。
- 子供の健康及び安全の確保のため、子供の健康支援、食育の推進、施設における環境及び衛生並びに安全管理、災害への備えなど保育所保育指針で示されている内容を踏まえながら、散歩等の園外活動やバス送迎も含め、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応が図られるよう、区市町村と連携しながら取り組んでいきます。
- 子供を主体とした保育等の実践に係る保育者向け研修等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげます。

### 【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

<認定こども園の目標設置数> 各年4月1日現在（累計）

令和5年	令和6年
166か所	182か所

#### 【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

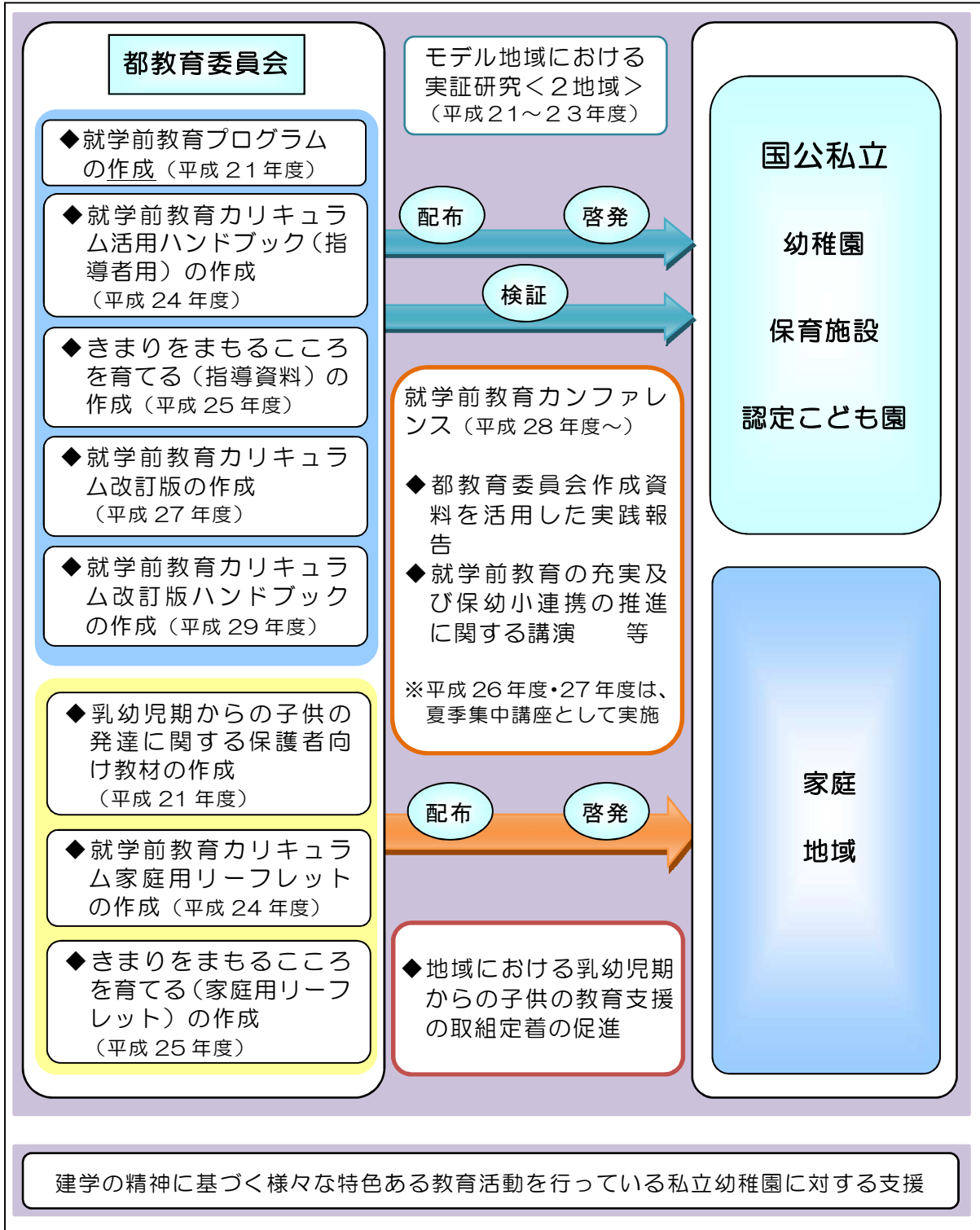
- 幼児が生きる力<sup>※2</sup>の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適應できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。
- また、就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、幼稚園の5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するとともに、教育課程に基づいた実践及び効果検証を進めます。

※2生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力



## 目標2 【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。



## 目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

### <保育ニーズの状況>

#### 需要の動向

- 保育サービス利用率の上昇、共働き家庭の増加
- 利用児童数の増加

#### 多様なニーズ

- 多様な働き方に対応する延長保育や夜間・休日保育
- いざという時の病児保育 等

#### 保育の質を支える要素

- 質の高い人材の確保・育成
- 児童の安全や保育の質を守るしくみ

#### 多様な保育ニーズに対応する取組

～需要見込みを踏まえた確保量（利用児童数）～

R5	R6
13,000	12,000

※令和6年度までに必要な保育士数 18,000人

#### ◆確保方策に対する支援◆

- 施設整備の支援
  - ・ 保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため「高騰加算」を上乗せ
- 用地確保の支援
  - ・ 所有地の減額貸付や、国有地及び私有地の借地料補助等

#### 多様なニーズへの対応

#### ◆多様な保育サービスの整備を支援◆

- 延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用する短時間勤務等への対応
- 一時預かりや、病児保育、アレルギー児、障害児、医療的ケア児等への対応
- 多子世帯の保育料の負担軽減
- 多様な働き方に対応するため、都独自の定期利用保育やベビーシッター活用を引き続き実施
- 在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援
- 都交付金や国事業を活用し、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援

#### 保育の質の確保

#### ◆保育の質の維持・向上にむけた取組◆

- 第三者評価の受審促進
  - ・ 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進
- 情報公表
  - ・ 認可・確認情報の適切な公表
- 指導検査や事故時の対応
  - ・ 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
  - ・ 事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応と再発防止策の徹底
- 子供を主体とした保育実践の普及促進
  - ・ 保育者向け研修やアドバイザー派遣

#### 人材の確保

#### ◆保育人材の確保・定着◆

- 資格取得支援と、就職・定着支援
  - ・ 保育士資格取得に要する費用を補助
  - ・ 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舍借り上げ支援などを実施

#### ◆保育人材の資質向上◆

- 研修の実施
  - ・ 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助
- キャリアパスの実施に向けた支援
  - ・ 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援
  - ・ 保育士等キャリアアップ研修の実施を支援



## 目標2 【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

### 認定こども園の特徴

#### 幼児教育・保育の一体的提供

一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

#### 地域における子育て支援機能

すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

### 認定こども園の整備

#### 開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

#### 移行施設の取扱い

事業者が認定こども園への移行を希望する場合には、意向を踏まえつつ、地域の実情に応じ、基準を満たしていれば原則認可・認定

<区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）>

	令和5年	令和6年
幼保連携型	42か所	47か所
幼稚園型	64か所	72か所
保育所型	53か所	56か所
地方裁量型	7か所	7か所
合計	166か所	182か所

### 保育教諭

#### 確保

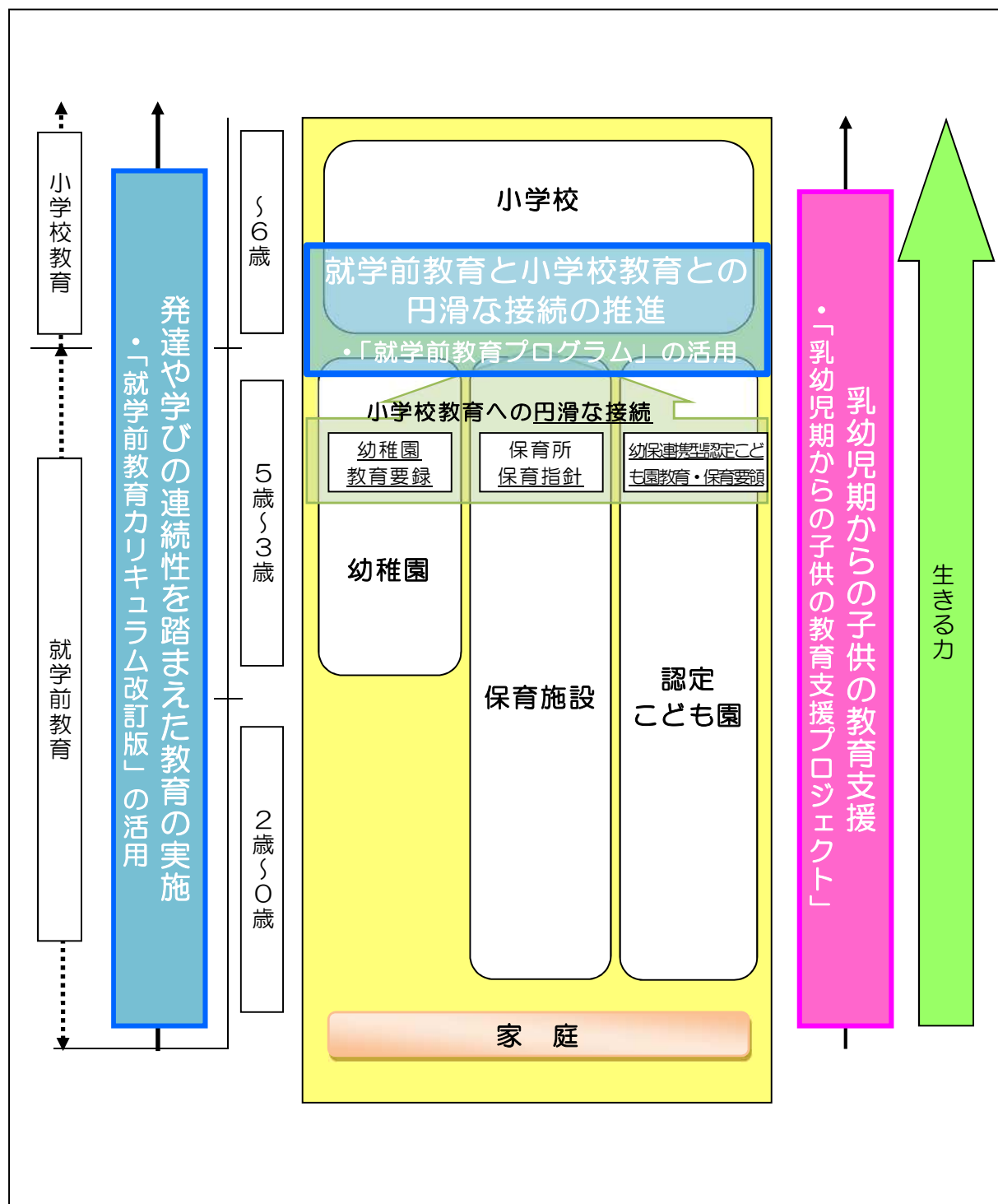
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

#### 資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

## 目標2 【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



## 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

子供を伸ばす教育・体験機会を数多く整え、多様な選択を可能とするとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

### 【1 子供の生きる力\*を育む環境の整備】

\*生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

- 国及び都の学力調査や授業改善の一層の推進により、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力・人間性等の涵養を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活気に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成するため、総合的な子供の基礎体力向上方策である「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を推進します。
- 都独自の東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどの相談に対応するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発を実施する区市町村を支援します。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 外国の子供との学びや海外での実体験等を通じて、高度な英語力と豊かな国際感覚を身に付け、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

## 【2 次代を担う人づくりの推進】

- 子供をはじめ、すべての都民に「東京都こども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を作成し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。
- また、身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援します。
- 社会的自立に困難を抱える若者をはじめ、全ての子供・若者が円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- ひきこもりの状態にある本人や家族が、年齢によらず、状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援します。
- 未来を担う子供たちが東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。
- 低所得世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に合った進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業観を育成する取組を推進していきます。
- 不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するとともに、不登校や高校中途退学の実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

## 【3 子供の居場所づくり】

- 児童館について、乳幼児から中高校生世代までの多様な年齢層の子供の居場所としての機能・役割の強化を図るため、好事例を収集し、区市町村への情報提供などを通して、遊びを通じた児童の健全育成を推進します。
- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や放課後児童クラブ運営指針を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。

- 放課後子供教室の活動プログラムに参加し多様な体験ができること、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られること等の効果があるため、学童クラブと放課後子供教室との一体型の実施や、共同プログラムの企画・実施を推進します。
- また、依然として高いニーズに対応するため、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、令和6年度までに学童クラブの登録児童数23,000人増を目指します。

<学童クラブ登録児童数見込み> 各年5月1日現在の対前年の登録児童増加数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
4,926人	4,370人	7,901人	3,000人	3,000人

※令和5年及び令和6年については暫定値

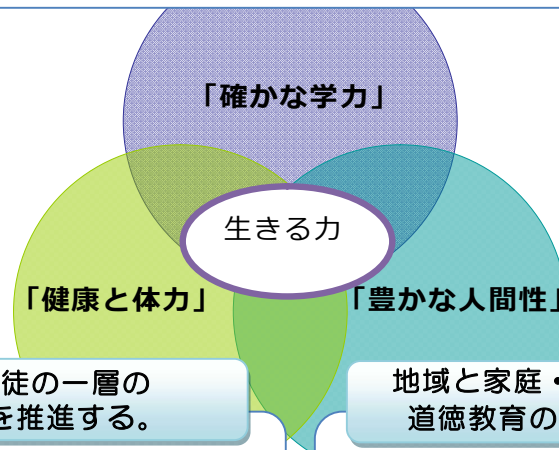
- さらに、「学童クラブ待機児童対策提案型事業」により、令和6年度末までの3年間、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援し、待機児童の早期解消を目指します。
- 学童クラブにおける医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援します。
- 認証保育所における児童の受け入れやベビーシッターによる一時預かりにより、放課後における小学生の居場所のさらなる充実を図ります。
- 放課後児童支援員の適切な配置及びその資質の向上に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室の実施を推進するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 地域の子供への食事や交流の場を提供する子供食堂について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。
- 子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し必要な支援につなげる取組を行う子供食堂に対し支援します。

### 目標3 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

#### 児童・生徒一人一人の学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進します。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図ります。



#### 児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

- 東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る
- 運動・スポーツに親しむことができる機会や場を設定
- 思春期特有の健康上の悩みの相談や適切な健康管理の普及啓発を実施

#### 地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進
- 奉仕等の体験活動の実施により規範意識や公共心を身に付ける

#### 教育環境の整備

- 都立学校への外国人英語指導者等の配置
- TOKYO GLOBAL GATEWAYの設置

- いじめ総合対策
- 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- アドバイザリースタッフの派遣

- 学校と家庭の連携の推進

- ICT環境の整備

- 私立学校への助成

## 目標3【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

### ■ 「東京都子ども基本条例」の普及啓発

条例の内容を分かりやすく伝えるハンドブックや動画を作成し、理解促進を図ります。

- ・「東京都子ども基本条例」の理解促進に向けた普及啓発事業

### ■ 芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

### ■ 就労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

### ■ 不登校・中途退学対策

不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するとともに、不登校や高校中途退学の実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止策と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立学校へのユースソーシャルワーカーの派遣や関係機関との連携

### ■ 若者総合相談等

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者等の相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。

- ・東京都若者総合相談センター「若ナビα」
- ・若者支援ホットライン「若ぼた」

### ■ 若年者への就業支援

不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援の実施により、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者能力開発訓練

### ■ 低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

次代を担う子供たちの社会的自立



### 目標3 【3 子供の居場所づくり】

子供たちの安全・安心な居場所が確保できるよう、区市町村が取り組む地域の子供の居場所づくりの取組や、学童クラブ事業と放課後子供教室の実施・運営などについて支援します。

#### 児童館

乳幼児から中高生まで幅広く利用でき、子供たちが利用しやすい環境の整備や専門の知識を持った指導員が子供の遊びをサポートするほか、保護者の相談に対応

#### 子供食堂推進事業

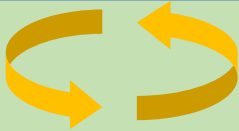
子供たちに食事や居場所を提供し、必要な支援につなげる取組を支援

#### 子供の居場所創設事業

子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う居場所（拠点）を設置

#### 学童クラブ等

- ◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。
- ◎ 令和6年度までに登録児童数23,000人増
- ◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施
- ◆ 待機児童解消に向けた計画策定と環境整備を行う区市町村を支援
- ◆ 医療的ケア児等を受け入れる環境整備を行う区市町村を支援
- ◆ 認証保育所において小学生を受け入れる仕組みを整備
- ◆ ベビーシッターによる一時預かりの利用支援を拡大



#### 新・放課後子ども総合プラン

放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業を、一体的に又は連携して実施

#### 放課後子供教室

- ◆ 全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進します。

#### 人材の確保・育成

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

#### 放課後児童支援員認定資格研修・放課後児童支援員資質向上研修

- ◆ 放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要な知識・技能を習得させることを目的として研修を実施
- ◆ 放課後児童支援員のうち一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を実施。

#### 児童館職員研修

- ◆ 児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施



## 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供が、あらゆる場面において権利の主体として尊重されるとともに、生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、ヤングケアラーや、発達障害を含む障害のある子供、慢性的な疾病を抱える子供、外国につながる子供等への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

### 【1 子供の権利擁護の取組】

- 当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- 児童虐待を防止するため、子供及びその保護者にとって身近なLINE（ライン）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置します。
- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している保護者による体罰その他の子供の品位を傷つける罰の禁止を徹底し、体罰や暴言によらない子育てを推進するため、子供のしつけには体罰が必要という認識を社会からなくし、体罰などによらない子育てが社会全体に浸透するよう普及啓発に努めます。

### 【2 ヤングケアラーへの支援】

- 福祉・教育などの関係機関が、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげられるよう、ヤングケアラー支援マニュアルの活用を促進します。
- ヤングケアラーを支援するための教職員の対応力向上のため、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットや教職員に助言を行う相談窓口の活用を促進します。
- ヤングケアラー支援推進協議会を設置・運営し、多機関連携の体制を強化します。
- 関係機関との調整等を行うヤングケアラー・コーディネーターの研修を実施するとともに、区市町村におけるコーディネーターの配置促進を支援して

いきます。

- ヤングケアラーの支援に向けた普及啓発を実施するほか、悩みなどを共有できるオンラインサロンやピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援を民間団体と連携して推進していきます。

### 【3 子供の貧困対策の推進】

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。
- 家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

### 【4 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。
- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。
- また、区立児童相談所の設置が進められているものの、緊急性や重要性を鑑み、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、児童相談体制に係る区市町村との合同検討会において、情報共有をはじめとした効果的な連携方策等を検討していきます。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。また、一時保護された子供の権利擁護や安定した生活のため、アセスメントの強化、職員研修の充実、意見を受け止める取組

を推進します。

- 予防的支援について、モデル自治体と連携して具体的な支援方法の策定、データ収集、効果測定等を実施し、支援マニュアルや研修プログラムを区市町村へ展開します。
- 児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

#### 【5 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。また、施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保します。
- フォスタリング業務\*を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図り、令和 11 年度における里親等委託率（合計）を 37.4%とすることを目指します。  
※里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所（里親委託解除）後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所（里親委託）中から退所（解除）後まで、一貫して支援していきます。
- 年齢や発達の状況に応じて子供が自らの権利や相談方法等について知り、意見を表明することができるよう、子供の権利ノートを配付するほか、幼児や障害児に対する効果的な啓発を実施していきます。
- 子供から意見を酌み取る取組を促進するとともに、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援するため、意見表明等支援員の導入などについて、国の動向も踏まえ取り組みます。

#### 【6 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や新たな相談拠点

の設置など相談体制の更なる強化を図るとともに、相談支援の質の向上、関係機関の連携強化を進めます。

- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成を図るため、個別・継続的な就業支援の充実や、就業と子育ての両立が可能となる地域の子育て支援や子供の学習支援などを推進することにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。

#### 【7 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。
- 個々の状況に応じた地域生活を支援するため、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築など、支援の提供体制の拡充を図っていきます。

#### 【8 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。

#### 【9 外国につながる子供等への支援】

- 海外から帰国した子供、外国人の子供、両親が国際結婚の子供等の外国につながる子供が増えていることを踏まえ、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援します。

## 目標4 【1 子供の権利擁護の取組】

子供は、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。子供の権利を擁護するため、子供本人からの悩みや訴えに対応する相談窓口を設置しています。

### 子供の権利擁護 専門相談事業

「話してみなよ  
—東京子供ネット—  
0120-874-374

○いじめ、体罰など子供の権利侵害に関する相談に対応

○必要に応じて、弁護士等の専門員が関係機関等に調査・助言

### 児童虐待を防止する ためのSNSを活用 した相談事業

○親子のかかわりで困っていること等の相談に対応

○無料通話アプリ（LINE）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置



### 体罰などによらない子育て

○保護者は体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。  
（東京都子供への虐待防止条例第6条）

○体罰や暴言は、虐待につながる行為であるだけでなく、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼし、健全な成長を阻害

○「体罰は×～叩かない、とどならない宣言」をキャッチフレーズに普及啓発を展開し、社会全体で体罰などによらない子育てのムーブメントを醸成



## 目標4【2 ヤングケアラーへの支援】

関係機関との連携のもと、ヤングケアラーを早期に把握し、多面的な支援につなげていきます。

### 支援の課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくいこと、また、周囲の大人からも「介護力」と見なされ、相談支援の対象として十分に認識されないことなどから、必要な支援につながりにくい。
- 子供自身も、ヤングケアラーである自覚がなく、子供家庭支援センターなどの公的機関に相談することが少ない。



ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、区市町村・関係機関と連携した体制の強化が必要

### 具体的な取組

#### 「早期把握」と「相談・支援」へのつなぎの強化

- ヤングケアラーに関する情報の発信
- ヤングケアラー支援マニュアルを作成・活用し、福祉・教育などの関係機関職員向けの実践的な研修を実施
- スクールソーシャルワーカーによる支援
- 教職員の対応力向上・ヤングケアラーの支援における学校の役割等を分かりやすく示したデジタルリーフレット、教職員に助言を行う相談窓口（ヤングケアラー専用相談ダイヤル）の活用促進
- 元ヤングケアラーを講師とした都立高校への出前授業を実施

#### 多機関連携の具体的実践

- 支援推進協議会を設置し、多機関連携の体制を強化
- 関係機関との連携等において核となるヤングケアラー・コーディネーターを配置する区市町村を支援、人材育成を実施

#### ヤングケアラーの実情を踏まえた多面的支援の拡充

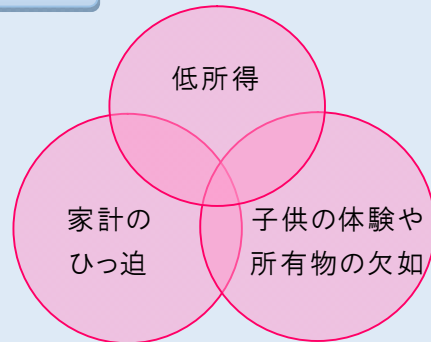
- ピアサポートや家事支援ヘルパーの派遣等支援を行う団体を支援
- SNS等を活用し、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営等を行う団体を支援

## 目標4 【3 子供の貧困対策の推進】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つを柱に、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

### 子供の生活実態調査

- 平成28年度に、首都大学東京と連携して、子供と子育て家庭の生活状況を把握するため実施
- 子供の生活困難を以下の3つの要素により分類
  - ① 低所得（等価世帯所得が135.3万円未満）
  - ② 家計のひっ迫
  - ③ 子供の体験や所有物の欠如（海水浴や旅行、本、勉強部屋等）
- 各年齢層における生活困難層の割合は以下のとおり



	小学5年生	中学2年生	16・17歳
生活困難層	20.5%	21.6%	24.0%
困窮層（2つ以上に該当）	5.7%	7.1%	6.9%
周辺層（いずれか1つ該当）	14.9%	14.5%	17.1%

東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

### 子供の貧困の課題

- 生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていく必要があります。
- 乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに際し、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。
- 貧困の状況にある子供やその家庭において、必要な支援制度を知らない、利用の仕方が分からない等の状況がみられます。

### 取組の方向性

妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を通じて、子供の貧困を早期に把握し、支援につなげます。

子供のライフステージに応じた問題発見と支援

子供の貧困の早期把握

子供の貧困に対する施策



## 子供の貧困を含めた家庭の課題の早期把握に資する都の施策

- ・妊娠相談ほっとライン
- ・とうきょうママパパ応援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育てひろば事業
- ・児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 など
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・子供家庭支援センター事業
- ・要支援家庭の早期発見に向けた取組
- ・4152（よいこに）電話

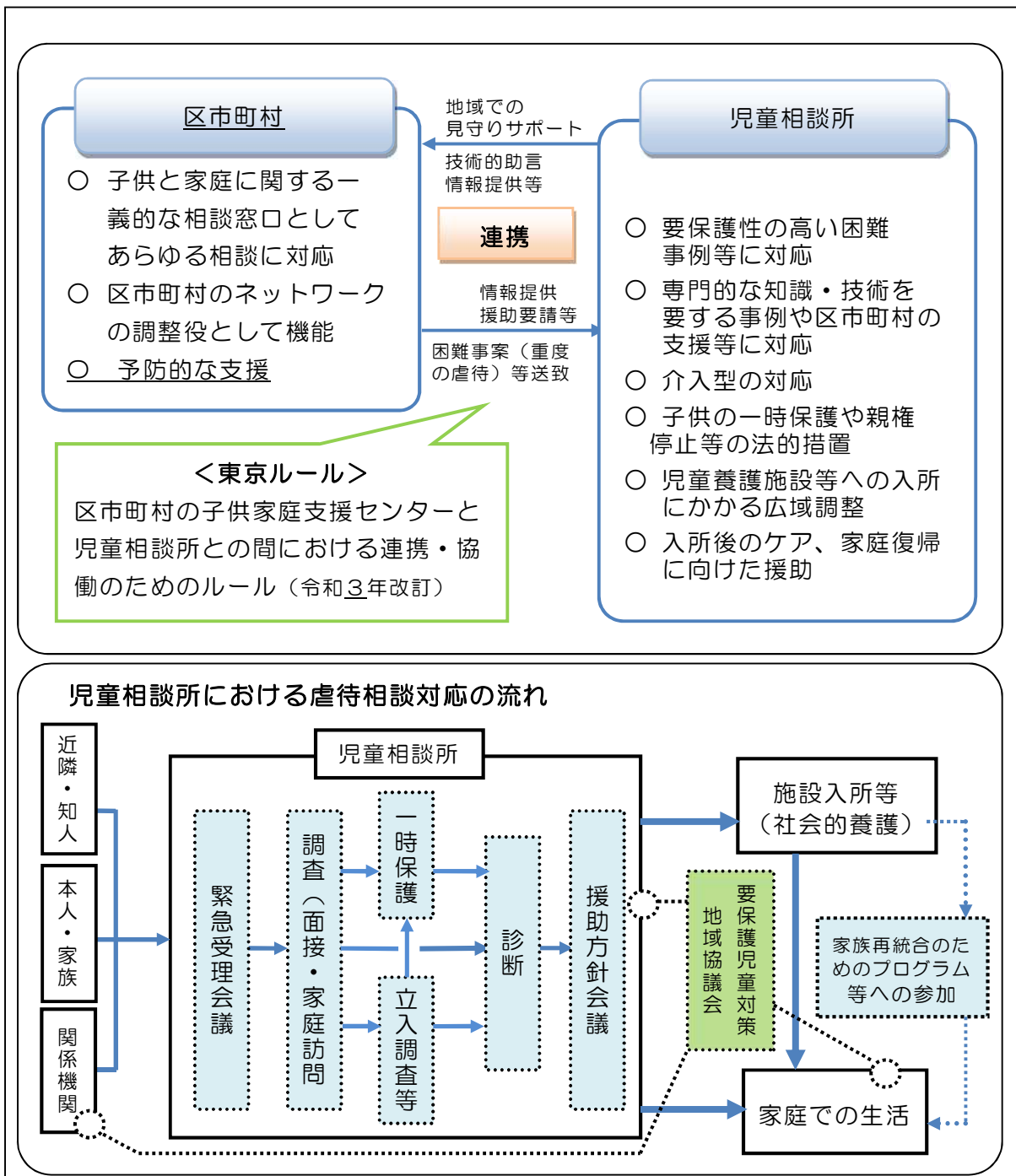
## 子供の貧困に対する都の施策

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による教育扶助（基準額、教材代、学習支援等）</li> <li>・生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費）</li> <li>・進学準備給付金の支給</li> <li>・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による生活相談・援助</li> <li>・生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援</li> <li>・ひとり親世帯の親の高校就学支援</li> <li>・若年者の雇用就業支援等</li> <li>・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大</li> <li>・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による就労準備及び就労支援</li> <li>・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援</li> <li>・就労活動促進費の支給</li> <li>・就労自立給付金の支給</li> <li>・能力開発訓練（公共職業訓練）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による各種扶助</li> <li>・生活福祉資金の貸付</li> </ul>
・被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣費用）等				
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生チャレンジ支援貸付事業</li> <li>・授業料に係る負担軽減</li> <li>・学習活動等に係る負担軽減</li> <li>・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲）</li> <li>・校内寺子屋</li> <li>・地域未来塾</li> <li>・放課後子供教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度による自立相談・家計改善相談支援</li> <li>・生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援</li> <li>・子供の居場所創設事業</li> <li>・子供サポート事業立上げ支援事業</li> <li>・子供食堂推進事業</li> <li>・フードパントリー設置事業</li> <li>・ひきこもりに係る支援事業</li> <li>・子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業</li> <li>・若年者の雇用就業支援等（再掲）</li> <li>・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲）</li> <li>・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度による就労準備支援</li> <li>・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲）</li> <li>・就業支援</li> <li>・能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲）</li> <li>・正規雇用等転換安定化支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金の支給</li> <li>・生活福祉資金の貸付（再掲）</li> </ul>
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援）</li> <li>・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員による相談・支援</li> <li>・ひとり親家庭支援センター事業（生活相談等）</li> <li>・ひとり親家庭等生活向上事業（区市町村における相談支援、会計管理・生活支援講習会等）</li> <li>・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲）</li> <li>・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭就業推進事業</li> <li>・ひとり親家庭支援センター事業（就業支援）</li> <li>・ひとり親の資格・技能取得のための支援（給付金、資金貸付）</li> <li>・母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>・能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・児童育成手当の支給</li> <li>・母子・父子福祉資金の貸付</li> <li>・女性福祉資金の貸付</li> <li>・ひとり親家庭支援センター事業（養育費相談）</li> <li>・養育費確保支援事業</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成</li> </ul>
社会的養護の もと で生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設における学習・進学支援等</li> <li>・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援強化事業</li> <li>・ジョブ・トレーニング事業</li> <li>・養育家庭等自立援助補助事業</li> <li>・児童養護施設退所者等の就業支援事業</li> <li>・専門機能強化型児童養護施設</li> <li>・乳児院の家庭養育推進事業</li> <li>・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲）</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等）</li> <li>・児童養護施設退所者等に対する自立支援</li> <li>・資金貸付事業（資格取得支援費等）</li> <li>・自立援助促進事業</li> </ul>
4分野における施策の調整・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の貧困対策支援事業</li> <li>・子育てサポート情報普及推進事業</li> </ul>		※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）	



## 目標4 【4 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。



## 目標4 【5 社会的養護体制の充実】

親の病気や虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

### 社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭と同様の環境や家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

### 具体的な取組

#### 里親等委託の推進

子供が、家庭と同様の養育環境で生活できるよう、里親制度の普及、登録家庭数の拡大、特別養子縁組に関する取組を推進していきます。

(令和11年度里親委託率目標 37.4%)

- ・養育家庭等支援の充実
- ・フォスタリング機関事業
- ・普及啓発の充実
- ・新生児委託推進事業

#### 家庭的な養育の推進

施設で生活する児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、グループホームの設置を推進していきます。

- ・グループホームの設置促進
- ・職員配置への支援
- ・職員育成、スキル向上への支援

#### 施設等の機能強化

虐待等の問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・乳児院の家庭養育推進事業
- ・連携型専門ケア機能モデル事業

#### 継続した自立支援

社会的養護のもとで育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるよう、入所(里親委託)中から退所(解除)後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業
- ・ジョブ・トレーニング事業
- ・里親委託児童の自立支援を強化

#### 意見表明等の支援

児童相談所が関わる子供の意見形成や意見表明を支援していきます。

- ・子供の権利の理解促進
- ・措置決定の場面等に意見表明等支援員導入

## 目標4 【6 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

### 自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境の整備

### 自立に向けての取組

#### 相談体制の整備

○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備します。

- ・ 広報・普及啓発の強化
- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 関係機関との連携強化・民間団体を活用したつながりを作る支援
- ・ 養育費相談・面会交流支援の実施

#### 就業支援

○ひとり親家庭のより安定した就業を支援します。

- ・ 正規雇用や就業定着、キャリアアップへの支援など状況に応じた支援
- ・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・ 地域の就業支援体制の強化
- ・ 在宅就業の機会の確保

#### 子育て支援・生活の場の整備

○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開します。

- ・ 保育、学童クラブ、子育て支援などニーズにあった様々なサービスによる支援
- ・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・ 学習支援
- ・ 母子生活支援施設における支援

#### 経済的支援

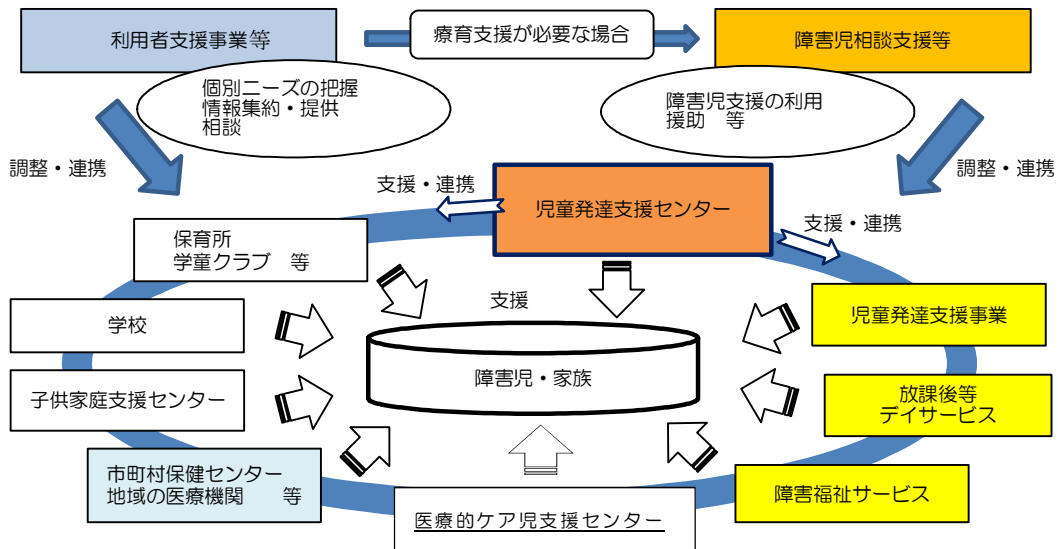
○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的な支援を行います。

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ ひとり親家庭等への医療費の助成
- ・ 養育費確保への支援

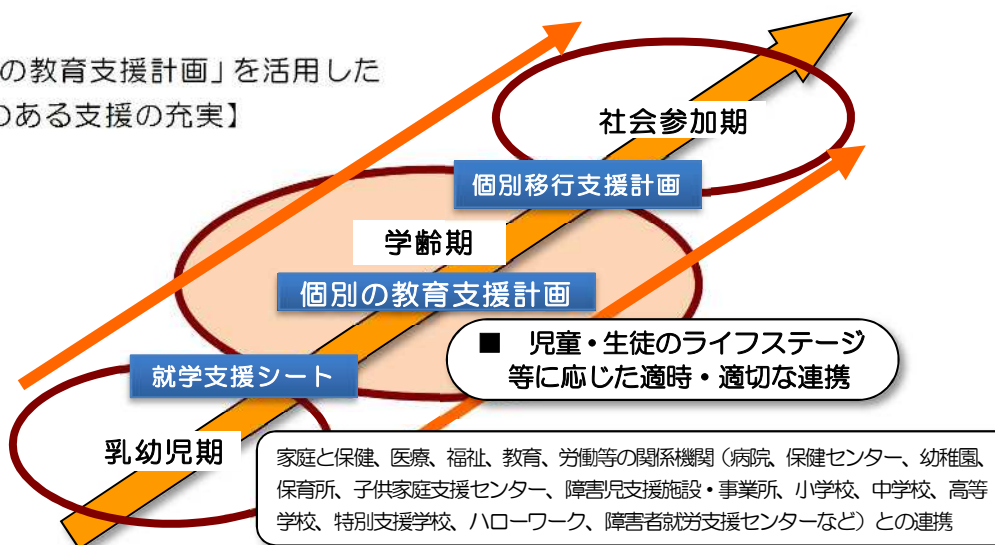
## 目標4 【7 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。
- 社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制整備に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。



【「個別の教育支援計画」を活用した  
一貫性のある支援の充実】



## 目標4【8 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け
- 小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進

### 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

#### 実施事業

- 相談支援事業  
電話相談、  
ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等  
自立支援員による支援  
関係機関との連絡調整等
- その他の事業

#### 地域関係機関とのネットワーク

- 地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施
- 地域の現状と課題の把握
- 地域資源の把握
- 課題の明確化
- 支援内容の検討

### 小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援体制整備事業

小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施していきます。

## 目標4【9 外国につながる子供等への支援】

一人ひとりに応じた日本語教育・指導により、地域や学校への適応を支援するとともに、多くの人とつながり、心理面や生活面等にも寄り添った、きめ細かな支援を実施します。

- 外国につながる子供たちが安心して学校に通うためには、一人一人の状況に応じた支援が必要
- 外国につながる子供が抱える悩みは様々であり、学校の内外で多面的なサポートが必要
- 地域においては、国際交流協会等の外国人支援団体、日本語教室などが相談対応や交流の機会の提供等も行っており、外国につながる子供の居場所となっていることから、多くの関連機関とさらに連携を図ることが必要

### 日本語教育・指導の一層の充実

- 学習の基礎となる初期日本語の早期習得に向けた取組を実施する区市町村を支援
- 仮想空間上の学びの場を開発など、多様な学習機会を創出し、日本語学習を支援
- 児童・生徒用教材や教員用ハンドブックの改定、教員向け研修の実施  
教員向け研修の実施による教材の拡充による日本語指導のレベルアップ
- 都立高校における外部人材の活用による日本語指導や相談対応の充実

### 困りごとや悩みに寄り添う相談体制の強化

- 母語が日本語ではない保護者が、子育てや教育に関する情報を取得し、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語に対応する相談窓口を設置する区市町村を支援
- 困り事を抱える子供や家族を適切な窓口につなげるよう、やさしい日本語を含む15言語で対応する「東京都多言語相談ナビ」を運営
- 日本語を母語としない子供等や保護者の困りごとや悩みに寄り添い、適切な情報や支援につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村を支援
- SNSを活用した相談環境を整備

### 子供が集い・交流する居場所の創出

- 地域における多文化の子供目線の居場所を設置する区市町村を支援



## 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が不可欠です。そのため、性別にかかわらず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行うとともに、働き方の見直しに向けた普及啓発等が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

さらに、身近な地域のまちづくりや政策を子供の目線に立って進めるとともに、様々な主体と連携することで、社会全体で子供・子育てを応援していく機運を醸成する取組が必要です。

### 【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業や NPO 団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、子育て中の夫婦、プレパパ・プレママ、経営者・管理職、若者からシニアまであらゆる方々に向け、多様な媒体を活用した普及啓発のメッセージを発信する等、家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。
- 育児は「休み」ではなく「未来を育む仕事」とイメージを一新し、男女問わず望む人誰もが気兼ねなく育業できる社会の実現に向け、育児休業の愛称「育業」やロゴマークを活用し、多様な主体と連携した普及啓発の取組を進めます。



- 男女ともに育児などのライフイベントが訪れた際に、「育業」しやすく、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備や、男性の家事・育児の参加を推進するための普及啓発を、より一層推進していきます。

## 【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアの活性化など、地域で子供を見守る取組を促進します。
- 薬物乱用による健康被害について、学校では、小学校、中学校、高等学校と、発達段階に応じ、保健の授業において指導します。

## 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。
- 利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した協定に基づき、災害発生時に緊急に調達し、提供します。
- 子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

## 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、民間賃貸住宅への円滑な入居に対する支援、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。
- 子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

## 【5 安心して外出できる環境の整備】

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。



## 【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

- 社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ、「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を官民一体となって展開しています。
- こどもスマイルムーブメントの取組を更に加速させるために、幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組の推進や参画企業・団体の特性や強みを活かした様々な取組の促進に加え、こどもスマイルムーブメントの普及啓発を進めていきます。
- 子供が意見を表明するシンポジウムの開催や企業・店舗等による子育て家庭へのサービス提供などにより、子供・子育てを応援する機運を醸成していきます。



東京都の子育て情報サイト  
とうきょう子育てスイッチ

2021  
10.1  
リニューアル  
オープン!

地域の  
子育て支援  
サービスを  
調べよう!

サポートが  
使えるお産を  
届そう!

子育てに  
役立つ情報が  
満載!

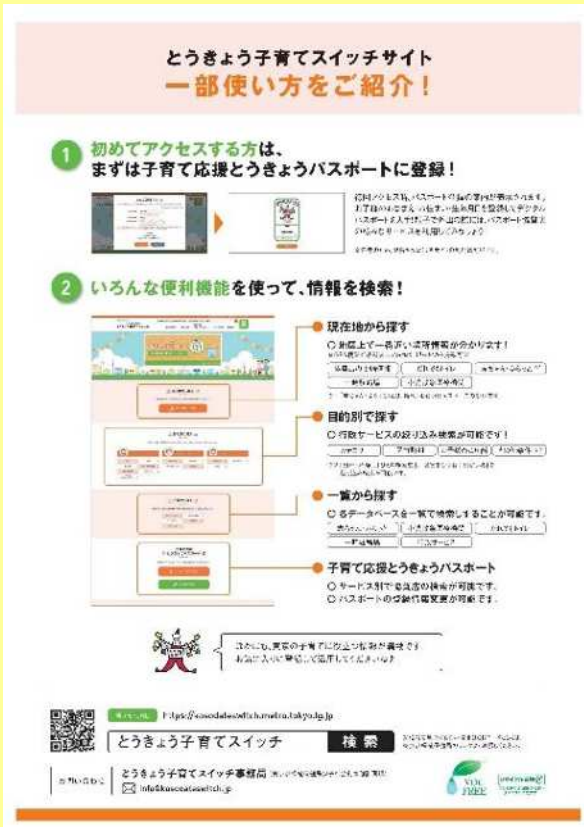
「とうきょう子育てスイッチ」がリニューアル。  
「子育て応援とうきょうパスポート」を統合して、使いやすくなりました!

**新とうきょう子育てスイッチでできること!**

とうきょう子育てスイッチは東京都で子育てするあなたを応援するサイトです。  
東京都の子育て支援の連携検索、最新情報をお知らせします。

- 1** 住んでいる地域の  
子育て支援情報が  
チェックできる!
- 2** 子育て関連の  
お産立ち情報が  
見られる!
- 3** 「子育て応援とうきょう  
パスポート」を利用して  
お産や子育てで様々な  
サービスを受けられる!

東京都



とうきょう子育てスイッチサイト  
一部使い方をご紹介!

- 1** 初めてアクセスする方は、  
まずは子育て応援とうきょうパスポートに登録!
- 2** いろいろな便利機能を使って、情報を検索!

現在地から探す  
お産タイプや最新の情報検索が可能です!  
お産タイプを選択する、お産タイプを選択する、お産タイプを選択する

目的別で探す  
行政サービスの絞り込み検索が可能です!  
お産タイプ、お産タイプ、お産タイプ

一覧から探す  
各データベースを一覧で検索することが可能です。  
お産タイプ、お産タイプ、お産タイプ

子育て応援とうきょうパスポート  
カード型での検索が可能です。  
お産タイプの検索機能変更が可能です。

東京都の子育て情報サイト「とうきょう子育てスイッチ」  
お産立ちの検索で活用してください。

東京都子育てスイッチ事務局 (東京都目黒区三軒がわ3-2-1) 03-5427-5555  
info@kosodateswitch.jp

東京都の子育て情報サイト「とうきょう子育てスイッチ」  
<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>



## 目標5 【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

性別にかかわらず仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、中小企業等への支援や、多様な対象へ向けた普及啓発を進めていきます。

### 企業・個人への支援

- ・家庭と仕事の両立支援推進事業
- ・働きやすい職場環境づくり推進事業
- ・働くパパママ育業応援事業

両立支援推進企業マーク付与、  
専門家派遣、奨励金支給等

- ・子育て・介護支援融資
- ・女性再就職支援事業
- ・女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業

低利融資、再就職支援等

企業（中小企業等）

個人（従業員 求職者）

ライフ・ワーク・バランスの実現

### 普及啓発の推進

#### 多様な対象へ向けた普及啓発

- ・ライフ・ワーク・バランス推進事業
- ・子育て応援とうきょう事業
- ・普及啓発セミナーの実施      ・啓発資料、冊子の作成
- ・男性の家事・育児参画を促すセミナーの開催
- ・ウェブサイト（TEAM家事・育児）等を通じた情報発信・意識改革
- ・父親向け子育てデジタルブックの作成
- ・男性育業促進に向けた普及啓発事業
- ・子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進

## 目標5 【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

通学路等における安全対策の強化、インターネットの適正利用の推進、薬物乱用防止対策など、子供を犯罪等の被害から守るために、総合的な取組を推進します。

### 子供を犯罪被害から守るための取組を推進

東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。

子供が危険を予測し、回避する能力を高めるための教育を充実

放課後活動時間帯における安全対策を強化

事業者と連携した子供見守りの推進

防犯教室、セーフティ教室の充実など、子供を対象に危険予測・回避能力を高めるための取組を推進

子供が放課後に活動する塾や公園等への経路に区市町村が設置する防犯カメラの設置費を補助し安全安心を確保

地域を巡回する事業者や、商業施設等の事業者と連携し、地域ぐるみで子供を守る社会気運を醸成する取組を推進

### インターネットの適正利用を推進

- 青少年がスマートフォンやインターネットの利用に伴う各種トラブルや「自撮り被害」等の犯罪被害に巻き込まれないよう、「ファミリールール」講座の開催など、青少年や保護者への啓発を行い、インターネットの適正利用に係る取組を進めます。
- ネット・スマホのトラブル相談窓口（こたエール）の運営により、ネット・ケータイのトラブルや悩みの解決を支援します。



### 薬物乱用防止対策の推進

- 青少年による薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の実施や啓発パンフレット、リーフレット等の作成を行っていきます。
- インターネット上で販売されている危険ドラッグを入手し分析して、違反成分を検出した場合には、物品の販売中止等指導取締りを行うとともに報道発表も行い、都民へ危険性の周知を図っていきます。



指定薬物（※）の「使用・所持」も処罰対象です。

※中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚を引き起こす作用を有する蓋然性が高く、人体に使用すると保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、国が指定するもの

## 目標5 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、事故防止に関する情報の発信、子供の安全に配慮した商品の普及、予防のための子供の死亡検証など、子供の安全を確保するための取組を推進していきます。

### 交通事故防止等の取組

#### 交通安全教育の推進

子供の年齢・発達段階に応じて、交通事故防止のための教育やチャイルドシート設置の普及啓発を実施

#### ハードの整備

子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象とした歩車分離式信号の導入など信号機の改良

### 子育て世代への情報発信・普及啓発

- 乳幼児の転落・転倒、やけど、誤飲に関する事故防止ガイド等を作成し、子供の事故防止に関する情報を発信します。
- 子育て世代が多く集まる各種イベント等で家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っています。



### 安全な商品の普及

- 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、子供の事故防止の視点で開発された安全・安心なデザインの商品をPRしていきます。
- 事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大を促進するとともに、消費者が、安全な商品を主体的に選択・購入できる環境作りをしていきます。
- 子供の事故防止のための、商品安全に関する交流型デジタルプラットフォームの運用を支援し、消費者・事業者の情報交流を促進します。

### 予防のための子供の死亡検証（CDR）

子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

## 目標5 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。

### 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京こどもすくすく住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援します。

### 安全で安心して子育てができる居住環境の整備

- 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき整備します。
- 子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録促進及び入居相談などのサポートを行う東京都居住支援法人の指定を進めます。

### ファミリー世帯のニーズへの対応

都営住宅や公社住宅の入居者募集において、子育て世帯の入居の機会を拡大します。

#### 都営住宅における入居機会の拡大

- ・ 一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年夫婦・子育て世帯向け募集」（ひとり親世帯含む。）等
- ・ 優遇抽選制度やポイント方式による多子世帯向け募集の実施

#### 公社住宅における入居機会の拡大

- ・ 子育て世帯を対象に、新築住宅における倍率優遇や空き家への優先入居の実施
- ・ 優先入居等により子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援

### 安全な室内環境の確保

化学物質による子供の健康への影響を予防するため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。



## 目標5 【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、地域・企業等関係機関と連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

### 外出環境の整備

#### 赤ちゃん・ふらっと

授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置します。



#### こころとからだを育てる活動体験の活動広場拠点づくり

都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備します。

#### バリアフリー化の取組

交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進

- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 駅施設のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備・改善

心のバリアフリーの理解促進と情報バリアフリーの普及推進

- ・ 心のバリアフリーに関する世代別の広告やポータルサイトの構築等の戦略的な広報を展開
- ・ ハンドブックの作成等、心のバリアフリーに向けた普及啓発

#### 都営交通の取組

- ・ 地下鉄車両の更新にあわせ、各車両にフリースペースを導入します。また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線に展開し、導入車両を順次拡大します。
- ・ 都営バス（乗合バス車両）については、平成 24 年度末に全車両をノンステップバスとしています。

#### 【子育て応援スペース】



©2023 Gullane(Thomas) Limited.

## 目標5 【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

こどもスマイルムーブメントや子供・子育て応援とうきょう事業などにより、子供・子育てを応援する機運を醸成していきます。

### こどもスマイルムーブメント

社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ、「子供の笑顔が溢れる社会」「安心して子供を産み育てられる社会を」目指す。

#### 参画主体の行動指針（抜粋）

- ・こどもが社会の一員として様々な場面で参画できる機会の創出に努め、こどもの目線に立った取組を推進する
- ・社会全体で「こどもを大切にする」気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりに取り組む等

#### 官民推進チームによる議論

- ・有識者、経済団体、民間企業・NPO等により構成し、戦略的なムーブメントの展開に向けた議論を行い、効果的なアクションや情報発信を具体化



子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々なアクションを展開

#### コア・アクション

- ・幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組

#### 参画企業・団体のアクション

- ・参画企業・団体が主体となり、各主体の特性や強みを活かした様々な取組

### 子供・子育て応援とうきょう事業

- ポータルサイト「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信
- 子供が意見表明できるティーンズ・アクション TOKYO を開催
- 子育て応援とうきょうパスポートを運営

#### 子育て応援とうきょうパスポートの仕組み

社会全体で、子供と子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供する。



#### <提供サービスの種類>

- ① 粉ミルクのお湯の提供
- ② おむつ替えスペースあり
- ③ トイレにベビーキープ設置
- ④ 授乳スペースあり
- ⑤ キッズスペースあり
- ⑥ ベビーカー入店可能
- ⑦ 景品の提供
- ⑧ ポイントの付与
- ⑨ 商品の割引
- ⑩ その他

